知教労ニュース

発行　知多地方教職員労働組合（知教労）
〒475-0929 半田市仲田町1-18　Tel&Fax 0569-24-5216
HP:http://www.chikyoro.ikaduchi.com/ e-mail:chikyoro@oboe.ocn.ne.jp

働く者の健康のため、労働時間の把握と過重労働の軽減を!!

2月17日 愛教労 県教委交渉

知教労は、2月17日、愛教労県教委交渉に参加しました。今回の交渉では、主に3年近くにわたって放置されている労働安全衛生体制の整備について要求しました。

労働時間の記録は「概ね適正に管理」？

文科省による「06年4・3通知」※1に基づいて、教職員の労働時間を管理職がきちんと把握し、過重な労働を防止するように、愛教労・知教労は求めました。これに対して、県教委は「概ね適正に管理できている」と回答。各学校・現場において、労働時間の把握がまったくなされていない現状を、県教委が認識していないことが明らかになりました。

また、県教委は「未整備のところは各市町村教委と学校が実態に応じて早急に整備するもの」という立場を示しました。実態も把握せず、ほぼ適正と判断し、ダメならばそれは市町村の責任という県教委の態度は全く無責任というものです。

校長先生逮捕?! 労案法の罰則規定

労働安全衛生法は、違反した管理者に刑事罰を科した法律※2で、現在の違法状態は一刻もはやく是正されるべきものです。県下では扶桑町で一部の学校が教員自身による記録シートで記録をとっているのみで、他地域では皆無です。

愛教労・知教労は交渉の中で実態を把握するために調査することを要求し、早期の実現に向けて検討することを認めさせました。

違法な実態を調査せよ

愛教労・知教労と県教委の交渉では、次のようなやりとりがなされました。

労「（概ね適正という）判断の根拠は何か。」

委「各教育事務所主事との話の中でそのように判断した。」

労「『概ね』とは、どれ程か。（何中何校という）具体的な数字は。」

委「調査していないのでわからない。」

労「知多半島では118校すべての学校が行っていないことを調査した。扶桑町以外では、まったく行われていないのが現実である。違法状態を『適正』ということはできないはず。調査して実態をきちんと把握しないのか。」

委「調査の必要性はあると考える。」

労「いつ調査するのか。」

委「来年度中に検討する。」

労「すでに3年以上放置しているのを、さらに1年伸ばすのか。」

委「来年度のできるだけはやい時期に実施するよう前向きに検討する。努力する。」

たかが「調査」の大きな意味

たいていの各市町村教委・教育長は、この問題について「県の指示がないのでやらない」という立場を示します。県教委が労働時間の把握の実態を「調査」すると、現状通り実施している学校は、ほぼゼロ回答となるでしょう。しかし、そのことによって現場が労働安全衛生体制の必要性を認識し、長時間労働是正への大きな力となります。

県教委は、時期の明言をかたくなに避けましたが、早期の調査実施を「前向きに努力する」ということは明言しました。（教職員課　村主管）

平成21年度早期の調査実施を注視するとともに、各市町・各職場で過重労働の根絶を求める運動を強めていきましょう。

§§§§§§§§§§§§§§§§§§§§§

※1「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」２００６年４月３日　文科省18ス学健第1号

※2「労働安全衛生法第119条　次の各号に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する…（略）……」

北から南から　（支部だより）

T市には、いいたいことがいっぱいある。休日出勤・時間外勤務が多すぎる。9月から2月までの6ヶ月間に、職場でどれだけ休日出勤があったことだろう。

- ・部活の市内大会（土・日）2回大会があった部も2つ
- ・市内音楽会（土）　5、6年全員を引率
- ・公民館祭り出演（日）　金管バンドを引率
- ・公民館祭り（日）　5、6年ボランティアを引率
- ・市内ドッジボール大会（土）　学校代表2クラスを引率
- ・シティマラソン大会（日）　係員として参加
- ・英会話コンテスト（土・日）　代表児童を引率
- ・米沢交流（2月の3日間）　代表児童を引率
- ・中学校駅伝大会（日）　係員として参加
- ・市内芸能祭出演（日）　5、6年代表児童を引率
- ・みどりの少年団交歓会　代表児童を引率

そして、市内中学校卒業式前日に巡視（19時から21時まで）のお誘いまであり、昨年は職場で2名が参加している。これらの超過勤務にいくつにも関わっている教員もいる。

私たちは、教育委員会との話し合いで不必要な休日出勤をなくすように訴えてきた。しかし、「音楽会は校長会の主催なので教育委員会の管轄にない」という態度をとるなど、こうした不正常な勤務状態を改めようとする気持ちは伝わってこなかった。

現在、私が勤務しているの職場は、学級担任の3人に1人が講師さんという状態だ。この市への転勤希望が少ないのだから、講師さんに頼るしかない。みんなが希望をもって働くことのできる市を目指して地道な努力をしていきたい。

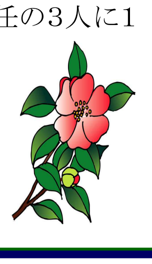

みんなの目

職員室で「家庭科の授業でスカートやワンピース作りましたよねえ。」「私は浴衣を作りました。」などの会話が始まると、何を作ったかで年代がわかる。苦労して作った分、愛着はあったが、今の子どもたちはどうだろう▼中学校の技術・家庭科は男女共修になったが、時間は以前の半分以下。二週間に一時間という場合や、行事の関係で、一ヶ月以上授業がないこともあるそうだ。この状況で、学習指導要領の『生活に関わる知識・技術を実践的・体験的な学習を通して習得する』ことができるのだろうか。消費者トラブルも増えているので、「賢い消費者になる」ための学習が盛り込まれてきている。『作る喜び』がなく、『消費の仕方』だけが強調された授業はする方も受ける方も味気ないと思う。▼新学習指導要領の実施に向けて、各学校で時間割や日課表の検討に入っていると思うが、数字合わせではなく、子どもたちにどんな時間が必要なのかという視点での討論がされるべきであると思う。（N）

がんばる県下各地の連帯組

つながりあってハッピーになろう

一宮教労の活動紹介

一宮教労は、「一宮子どもと教育を語る集い」を毎年開催し、今年２月で１８回を迎えます。講師は作家の早乙女勝元、宮川ひろ、後藤竜二、教育評論家の尾木直樹、教育実践家の金森俊朗、土佐いく子などの各氏です。毎年５００名ほどの保護者・教員などの参加があります。講演会の前後に、分科会を開いたり、実践報告をしたり、子どもたちの作文を朗読したりと工夫を重ねながら続けてきました。

ここまで続けてこられたのは、一宮教労だけでなく保護者の協力もあったからこそです。２年前からは、会の運営は一宮教労から独立して、NPO 法人「つなハピ」に変わりました。一宮教労としての活動から、より市民の視点から教育を考える会へと進化してきたわけです。市の広報にも講演会の案内が載っています。

会の名称、「つなハピ」は「つながりあってハッピーになろう」の略です。これは、「涙と笑いのハッピークラス」の金森俊朗先生から親・子・教師がつながりあうことの大切さを学び、ここ一宮でつながりあって、ハッピーになろうという思いから決まったそうです。「出前授業」や「親子ふれあい教室」など、講演会以外でも、教育を豊かにするための活動を進めています。

知ってるってるつもり・Q＆A

好評のQ＆Aコーナー、前回に続いて組合活動についての疑問に答えます。

組合って二つ入れるの？

Q　前回のこのコーナーで、二人以上の労働者で労働組合が結成できることがわかりました。それでは、一人の労働者が、二つの労働組合に加入することはできますか。

例えば、愛教組傘下の市町の教員組合員である私が、知教労にも加入することはできるのでしょうか。

A　結論からいえば、一人の労働者が複数の労働組合に加入することは、法的にもまったく問題ありません。また、そのような例はいくらでもあります。

日本の労働組合の中には、残念ながら使用者側と癒着してしまった名前だけの組合もあり、「御用組合」などという言葉もあります。

こうした組合に疑問を感じた労働者が、職場にもう一つの民主的な組合を結成し、双方に籍があることは多々あります。また、自分が働いている事業所にある組合と地域の組合に二重加盟している方もたくさんいます。

知教労にも他の組合に加盟している組合員もいます。これにより、不利益な待遇を受けることはありません。知多管内の小中学校で働く教職員なら、どなたにでも門戸を開いています。加入にあたり、心配事や組合費の相談等は、お近くの組合員か組合事務所にお気軽にお問い合わせください。1面にEメールアドレスが掲載されています。

楽しく歩いて 心もさわやか ウォーキングの勧め

「ウォーキングはスポーツの入り口と出口」

これは、新日本スポーツ連盟の永井会長の言葉です。心と体が疲れた人も、元気はつらつの人も誰でも参加し楽しむことが出来ます。

もちろんダイエットにも効果的。1日1時間で35日続ければ，ほぼ1kgやせることができます。

運動によるエネルギー消費量＝
各運動のEa値×時間（分）×体重×Eaの年齢別・性別係数

各運動の性別係数

普通歩行	0,057(男)	0,053(女)
生活速歩	0,082	0,076
ジョギング	0,126	0,157
ランニング	0,170	0,214

Ｅａの年齢別・性別係数

20～29才	1,00	1,00
30～39	0,95	0,95
40～49	0,92	0.91
50～59	0,90	0,89

ウォーキングが生活に根ざしているイギリスでは、フットパスという歩行者専用の道路が赤道の4週ほどもあるそうです。フットパス途中の私有地には、柵があればそれを乗り越えるための階段がつけられ、自由に立ち入ることができます。
「歩く権利法」があり、歩く環境作りが進められているからです。

ー歩く権利を求めて、長年戦い続けて勝ち取ったのです。ー

それに引き替え我が日本のウォーカーは…。何がともあれ、奥の深いウォーキングです。是非一緒に歩きましょう。

妻と私が中心になって、**新日本スポーツ連盟・愛知ウォーキングクラブ**を立ち上げました。一緒に歩きませんか。まずはともあれ予定をお知らせししましょう。

2月28日　熊野古道（馬超峠）
3月22日　奈良
4月26日　名古屋近辺
6月4／5日　尾瀬

といった計画ができています。だいたい月1回、例会を行っています。

参加希望の方は、岡本好子（0566-23-1710・FAXも同じ）までご連絡ください。